

海幕装需第660号
30.7.23

各 部 隊 の 長 殿
各 機 関 の 長

海 上 幕 僚 長

教育訓練用器材等整備基準について（通達）

標記について、別冊のとおり定める。

なお、教育訓練用器材等整備基準について（通達）（海幕装備第5627号。10.12.8）は、廃止する。

添付書類：別 冊

写送付先：部内全般

海幕装需第660号(30.7.23)別冊

教育訓練用器材等整備基準

海上幕僚監部

目 次

第1	総 則	1
1	1 目的	1
2	2 適用範囲	1
3	3 定 義	1
4	4 区 分	4
5	5 その他	5
第2	整備作業	5
1	1 整備作業内容	5
2	2 計画整備	6
	(1) 一 般	6
	(2) 計画整備の区分	6
	(3) 実施基準	6
3	3 計画外整備	8
	(1) 一 般	8
	(2) 計画外整備の区分	8
	(3) 実施基準	8
4	4 現地技術役務	9
	(1) 一 般	9
	(2) 現地技術役務の区分	9
	(3) 実施基準	9
第3	整備管理	10
1	1 定 義	10
2	2 一 般	10
3	3 作業管理	11
	(1) 一 般	11
	(2) 作業管理の主要業務	11
	(3) 整備作業の請求、命令及び実施の確認	12
	(4) 特別の整備作業の実施	12
	(5) 記 録	12
4	4 品質管理	12
	(1) 一 般	12
	(2) 品質管理業務の責任者等	13
	(3) 品質管理の主要業務	13
第4	技術管理	14
1	1 信頼性管理	14
	(1) 定 義	14
	(2) 信頼性管理の主要業務	14
	(3) データの収集	15
	(4) データの保管	15
	(5) データの分析・評価	15

(6) 改善の手続き	15
(7) 改善の実施	17
2 形態管理	18
(1) 定義	18
(2) 形態管理の主要業務	18
(3) 変更管理の主要業務	19
(4) 履歴管理の主要業務	19
3 技術刊行物管理	19
(1) 定義	19
(2) 技術刊行物管理の主要業務	19
附 則	20
別 表	21
別紙様式第1	22
別紙様式第2	23
別紙様式第3	24

第1 総 則

1 目 的

この教育訓練用器材等整備基準（以下「整備基準」という。）は、海上自衛隊（以下「海自」という。）において使用する教育訓練用器材及びこれらに付随する器材（以下「教育訓練用器材等」という。）の整備に関して必要な事項を定め、適正かつ効率的な整備の実施に資することを目的とする。

2 適用範囲

この整備基準は、海自において運用及び維持管理する教育訓練用器材等に適用する。ただし、次の各号に掲げる教育訓練用器材等については、その一部又は全部を適用しないことができるものとし、適用しない場合には、当該教育訓練用器材等を保有する部隊等の長が必要な事項を定めるものとする。

- (1) 実用試験等の用に供する教育訓練用器材等
- (2) 法令及びこれに基づく令達に定めのある装備品等を教育訓練に使用する教育訓練用器材等
- (3) 市販品と同一又は同等である教育訓練用器材等
- (4) その他海上幕僚長（以下「海幕長」という。）が特に定める教育訓練用器材等

3 定 義

この整備基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部隊等
海自のすべての部隊及び機関（海幕長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）をいう。
- (2) 運用部隊
教育訓練用器材等を運用及び維持管理する部隊等をいう。
- (3) 使用部隊
運用部隊が運用及び維持管理する教育訓練用器材等を使用する部隊等をいう。
- (4) 運用部隊等
運用部隊及び使用部隊をいう。
- (5) 校 長
海上自衛隊幹部学校長、海上自衛隊幹部候補生学校長又は海上自衛隊第1、第2、第3若しくは第4術科学校長をいう。
- (6) 補給処長
艦船補給処長又は航空補給処長をいう。
- (7) 地方防衛局調達部長等
地方防衛局調達部長、地方防衛支局長又は地方防衛事務所長をいう。
- (8) 教育訓練用器材
防衛省組織令（昭和29年政令第178号）第117条第3号、第128条第2号及び第129条第1号に定める教育訓練用器材をいう。
- (9) 教育訓練用装備品等
教育訓練用器材等のうち、正面装備品等と同一又は同等のものをいう。

- (10) 基本教育用器材等
基本教育を目的として、部隊等に装備された教育訓練用器材等をいう。
- (11) 部隊訓練用器材等
練成訓練を目的として、部隊等に装備された教育訓練用器材等をいう。
- (12) 訓練装置等
部隊等の教育訓練に使用する訓練装置、実習装置及び関連器材をいう。
- (13) 訓練装置
戦略、戦術及び術科について教育訓練することを目的としたシミュレーション機能を有する装置、機器等を組合せてシステムとして運用する装置をいう。
- (14) 実習装置
操法、整備作業等について教育訓練することを目的とした個々の機器を系統的に構成した装置をいう。
- (15) 教 材
基本教育用器材等のうち、形態の変更が行われないものをいう。
- (16) 整 備
教育訓練用器材等の使用可能な状態の維持、故障した教育訓練用器材等の使用可能な状態への修復、教育訓練用器材等の改修、改造等に関する整備作業及び整備管理からなる一連の業務をいう。
- (17) 整備作業
教育訓練用器材等の整備において行う状態の確認、手入れ、防せい、塗装、点検、検査、試験、調整、修理、交換、改修、改造等及びこれらの記録等の諸作業をいう。
- (18) 整備管理
教育訓練用器材等の整備に関する指揮又は統制を通じて、人員、器材、施設及び予算を効果的かつ経済的に運用する一連の管理活動をいう。
- (19) 防せい
教育訓練用器材等について、大気中のじんあい等に含まれる有害物質、雨水・塩水及び温度・湿度の変化による腐食の防止、腐食箇所の修復及び保護をするため、払しょく・洗浄、防湿・防食処理等を行い、教育訓練用器材等を常に良好な状態に維持する作業をいう。
- (20) 点 検
主として目視又は簡単な工具、計測器等をもって教育訓練用器材等の各部の機能又は作動を確認し、調整不良、故障、欠陥等を発見する軽易な作業をいう。
- (21) 検 査
必要に応じて教育訓練用器材等について分解等を行い、機能、状態等の良否の確認、判定等を行う作業をいう。
- (22) 部隊整備
運用部隊が実施する整備をいう。
- (23) 外注整備
契約に基づき、製造会社又は修理会社（以下「製造会社等」という。）により実施する計画整備及び計画外整備をいう。

- (24) 委託整備
製造会社等に委託して実施する整備をいう。
- (25) 計画整備
予防整備の目的で、教育訓練用器材等の特性に応じ、あらかじめ実施間隔、作業項目等を定めて計画的に実施する整備をいう。
- (26) 計画外整備
不具合等の発生の都度、本来有する性能等を回復又は向上させるために実施する整備をいう。
- (27) 不具合
教育訓練用器材等の機能、性能、安全性、整備性、互換性及び操作性（以下「性能等」という。）について、修復が必要な状態をいう。
- (28) 技術刊行物
海上自衛隊の使用する装備品等の技術刊行物の管理基準について（通達）（海幕装備第5624号。10.12.8）（以下「技術刊行物管理基準」という。）に定める技術刊行物をいう。
- (30) 現地技術役務
教育訓練用器材等の性能等の確保と可動率の向上を図るため、製造会社等との契約により、その専門的技術を有する技術者（以下「技術員」という。）の駐在又は派遣を得て、運用部隊における不慣熟な整備作業について援助して整備能力を補完するとともに、部隊等において発生した教育訓練用器材等の不具合等に関する対策、処置の促進等を行う役務作業をいう。
- (31) 技術管理
整備管理を効果的、効率的かつ適正に行うための一連の管理活動であり、信頼性管理、形態管理、技術刊行物管理からなる。
- (32) 履 歴
教育訓練用器材等の経歴又は来歴をいう。
- (33) B U R (Based Equipment for Education and Training Unsatisfactory Material/Condition Report)
教育訓練用器材等不具合通知のこと。
教育訓練用器材等において発生した重要な不具合について、関係各部に対し注意を喚起するとともに、早急な対策を要望するために行う情報提供をいう。
- (34) M E R (Maintenance Engineering Request)
技術刊行物改定要求書のこと。
技術刊行物管理基準に定める技術刊行物改定要求書をいい、技術刊行物の改定を必要と認めた場合、改定すべき内容等を記載し、海上自衛隊補給本部長（以下「補本長」という。）に要求するものをいう。
- (35) 改修指示書
改修の件名、実施区分、目的、内容、適用範囲、関連資料等を記載した指示書をいう。
- (36) E C P (Engineering Change Proposal)
技術変更提案のこと。

教育訓練用器材等の技術改善のため、調達及び維持整備に係る契約に基づき、契約の相手方が仕様書等の技術的事項の変更を提案したものをいい第1種又は第2種に区分する。

(37) 機 器

教育訓練用器材等の主品目又は主品目を構成する部品の集合体をいう。

(38) 部 品

教育訓練用器材等を構成するもので、通常これ以上分解した状態では補給上取り扱わない最小単位の物品をいう。

(39) 計画担当部

教育訓練の所要に応じて、教育訓練用器材等の開発、運用部隊への導入、基本性能の変更等に係る計画を担当する海上幕僚監部（以下「海幕」という。）の関係各部（課）をいう。

(40) 整備担当部

教育訓練用器材等の調達、維持整備等に係る予算要求、計画等を担当する海幕の関係各部（課）をいう。

4 区 分

教育訓練用器材等の区分及びその業務を担当する海幕の各部（課）は、次のとおりとする。

教育訓練用器材等区分			計画担当部	整備担当部
基本教育用器材等	教育訓練用装備品等		人事教育部教育課 （防衛部装備体系課、指揮通信情報部指揮通信課）	装備計画部装備需品、艦船・武器、航空機課
	訓練装置等	戦闘指揮機能等を有する。		装備計画部艦船・武器、航空機課
		戦闘指揮機能等を有さない（主として教育訓練用装備品等で構成）。		
	教材		人事教育部教育課	装備計画部艦船・武器、航空機課
部隊訓練用器材等	訓練装置等	戦闘指揮機能等を有する。	防衛部運用支援課（装備体系課）	装備計画部艦船・武器、航空機課

		戦闘指揮機能等を有さない(主として模擬品、市販品等で構成)。		
		その他		

注：1 計画担当部の欄の()内は、必要に応じて業務の協力、調整等を行う部(課)を示す。

2 戦闘指揮機能等を有する訓練装置等とは、電子計算機を使用して艦艇及び航空機搭載の装備品等をそれぞれ装備体系とし、戦術情勢判断及び戦闘指揮を一元的かつ効率的に実施する機能を有するシステムのソフトウェアを使用するもの及び通信機能を有することをいう。

5 その他

- (1) 補本長は、この整備基準の実施に関し必要な細部事項を定めるものとする。
- (2) 教育訓練用器材等において使用するソフトウェアの維持管理については、この整備基準に定めるところによるものとし、実施に関し必要な細部事項は、運用部隊の長が定めるものとする。

なお、教育訓練用器材等において使用するソフトウェアのうち、別に維持管理についての定めのあるソフトウェアについては、その定めるところによるものとする。

- (3) 部隊等の長は、この整備基準についての変更意見がある場合、海幕装備計画部長(以下「装備計画部長」という。)に通知するものとする。装備計画部長は、関係する整備担当部の長と変更意見を検討の上、必要と認められた場合、変更手続をとるものとする。

第2 整備作業

1 整備作業内容

区分	実施組織	整備作業内容
部隊整備	運用部隊	(1) 使用前後の状態の確認等 (2) 技術刊行物に定める計画整備 (3) 不具合修復 (4) 簡易な改修 (5) その他特に必要と認められる整備作業
外注整備	製造会社等	(1) 技術刊行物に定める計画整備 (2) 定期修理 (3) 改修及び改造 (4) 臨時修理(運用部隊の整備作業の範囲を超える不具合修復を含む。) (5) その他特に必要と認められる整備作業

委託整備	製造会社等	別に定める。
------	-------	--------

2 計画整備

(1) 一般

ア 運用部隊の長は、部隊の任務遂行を勘案しつつ、計画整備を適正に計画し、所定の手順により確実に実施して教育訓練用器材等の性能等の保持に努めるものとする。

イ 運用部隊の長は、計画整備を実施するに当たり、特に予算措置が必要な場合、海上自衛隊の年度業務計画に関する達（平成27年海上自衛隊達第28号）第9条の規定に基づき、事前に当該教育訓練用器材等の整備に関する要望を上申し、必要な予算の確保を図るものとする。

(2) 計画整備の区分

区 分		内 容
点 検	定期点検	教育訓練器材等の不具合の発生を未然に防止するため、あらかじめ定められた間隔（日施、週間、月間、3か月、6か月、1年）又は使用前、使用後に行う各部の点検
	移管点検	教育訓練器材等の管理換又は供用換の場合及び製造会社等から受領又は製造会社等に引き渡す場合に、その教育訓練器材等の状態の確認及び当該教育訓練器材等の来歴簿、検査成績表、予備品一覧表等の記録類等を点検し、現状及び数量を確認する作業
検 査	定期検査	教育訓練器材等の各種系統、機器、部品等について、あらかじめ定められた間隔（日施、週間、月間、3か月、6か月、1年）で行う検査 なお、不具合がある場合、これを修復（当該定期検査に要する標準期間内に修復を完了するもの。）することにより、次回の定期検査までの間における運用を確保するために行う整備作業を含む。
	定期保守	運用部隊等に定期的に技術員を派遣して、定期検査を行わせる役務による整備作業
	腐食検査	教育訓練器材等の各種系統、機器、部品等について、大気中のじんあい等に含まれる有害物質、雨水・塩水及び温度・湿度の変化等による腐食を防止するために行う検査（不具合の修復作業を含む。）
修 理	定期修理	教育訓練器材等を定期点検又は定期検査により、良好な状態に運用し得る品質を維持するため、点検又は検査間隔を超える間隔又は時期において、製造会社等により実施する分解、検査、修理、交換等の整備作業

(3) 実施基準

区 分	実施基準
-----	------

点 検	定期点検	運用部隊の長は、技術刊行物の定めに基づき実施する。
	移管点検	運用部隊の長は、移管の都度、実施する。
	検査	<p>ア 運用部隊等の長は、技術刊行物の定めに基づき実施する。</p> <p>イ 運用部隊等の長は、必要と認める場合、検査の間隔を必要最小限の範囲内で延長又は短縮することができる。</p> <p>ウ 教育訓練等のため、次回の検査ができないことが予想される場合は、事前に該当する検査を実施することができる。ただし、運用部隊等の長は、機器の状態等を考慮して必要と認める場合、次回の検査までに実施する点検又は検査において、必要な点検及び検査項目を付加しなければならない。</p> <p>エ イ及びウの場合における次回の検査は、変更前の予定期日（検査基準日）から起算して実施する。</p>
	定期保守	運用部隊等の長が、技術刊行物の定めに基づき作成した海上自衛隊仕様書により、製造会社等が実施する。
	腐食検査	運用部隊の長の定める時期に、定期点検又は定期検査に合わせて実施し、必要に応じて防せいを実施する。
修 理	定期修理	<p>ア 運用部隊等の長が、技術刊行物に定める間隔を標準として作成した海上自衛隊仕様書により、製造会社等が実施する。</p> <p>イ アに定めのない陸上装備品等については、別表に定める間隔又は8年を標準として、運用部隊等の長がその性質等を保持するために必要と認める場合に限り、実施することができる。</p> <p>なお、運用部隊等の長は、同一間隔で継続的に実施する必要性が認められる場合、MERにより処理するものとする。</p> <p>(ア) 教育訓練用装備品等 原則として、正面装備品等（時間管理対象機器等に 限る。）に定められている定期修理間隔の2倍又は別 表に定める間隔を標準とする。</p> <p>(イ) 訓練装置等 原則として、8年とする。ただし、機械的又は電氣 的部分を有し、特に信頼性を確保する必要のある重要 な機器については4年とする。</p> <p>なお、教育訓練用装備品等である構成機器等につい ては、(ア)の定めによる。</p> <p>ウ 運用部隊等の長は、機器の状態及び使用状況に応じ て、やむを得ないと認めた場合、ア及びイに定める定期 修理間隔を、その50%まで延長又は短縮することがで</p>

		<p>きる。</p> <p>なお、実施に当たっては、変更内容（機器名、変更間隔、変更理由等）について、補本長に通知するものとする。</p> <p>エ 定期保守役務等により定期的に製造会社等による点検又は検査を実施している機器及び機械的又は電氣的部分を有さない機器については、原則として実施しない。</p>
--	--	--

3 計画外整備

(1) 一般

ア 運用部隊の長は、整備能力、部品等の補給状況、整備の優先順位等を考慮して、作業を確実に実施する。

イ 運用部隊の長は、重要な故障及び頻発する不具合に対しては、使用部隊の協力を得て細部分析を行い、発生原因を究明し、改善対策を確立して計画整備に反映させ、その結果を評価することにより不具合の減少に努める。

なお、改善対策が運用部隊における整備の範囲を超える場合又は発生原因の究明が運用部隊で不可能な場合は、BUR及びMERを活用する。

(2) 計画外整備の区分

区 分	内 容
不具合修復	運用中に及び計画整備実施中に発見した陸上装備品等の不具合の修復（当該計画整備に要する標準期間内に修復を完了しないもの。）の整備作業をいい、不具合の原因の探求とその修復の作業から成る。
特令検査	必要に応じて海幕の整備担当部の長、補本長又は運用部隊の長が、特令することにより行う点検又は検査
臨時修理	教育訓練用器材等について、運用部隊の整備能力を超え整備不能の場合（運用部隊による不具合修復が困難な場合を含む。）に、臨時に実施する整備作業 なお、不具合の修復のための試験、調査等を同時に実施する場合は、これらを含む。
改 修	教育訓練用器材等の性能等の向上及びその他の不具合を改善する目的で実施する作業
改 造	教育訓練用器材等の用途又は基本的性能の変更を目的として実施する作業

(3) 実施基準

区 分	実施基準
不具合修復	<p>ア 運用部隊の長は、技術刊行物を全幅活用し、機能試験等により故障箇所又は機能不良の機器等を明確に把握する。</p> <p>イ 把握した不具合は、技術刊行物に基づき、手入れ、交換、</p>

	調整等により修復する。
特令検査	次の場合に、特令する。 ア 教育訓練用器材等に人員、施設等の安全の確保に影響を及ぼすおそれのある不具合事項が発生又は発生が予想される場合 イ 教育訓練用器材等の予期せぬ状況下での運用等により、その状態、機能等に影響があったと予想される場合 ウ その他特に必要が認められる場合
臨時修理	運用部隊の長が作成した海上自衛隊仕様書により、製造会社等が実施する。
改修	ア 補本長は、改修の必要を認めた場合、運用部隊の長に対し、改修を指示する。 イ 改修は、改修指示書（別紙様式第1）に基づき、原則として計画整備の実施に合わせて行う。
改造	海幕の整備担当部の長が作成する改造計画に基づく海上自衛隊仕様書により、製造会社等が実施する。

注：機能試験は、教育訓練用器材等を構成する各種機器を接続した状態で、その系統及び各機器の性能及び機能を調査し、技術刊行物の定めに基づきその状態を判定することをいう。

4 現地技術役務

(1) 一般

運用部隊の長は、部隊整備能力の現状及び教育訓練用器材等の不具合等の状況に応じて、製造会社等の技術力の活用を図るものとする。

(2) 現地技術役務の区分

区 分	内 容
駐在役務	運用部隊に必要な技術員を駐在させ、教育訓練用器材等の取扱い、整備法、不具合の内容の把握、処置等について技術援助を行わせる役務
臨時役務	運用部隊の実施する教育訓練用器材等の不具合の修復及び技術検討のために、臨時に必要な技術員を現地に派遣して不具合の原因調査、対策検討及び必要な修復等の作業の技術援助を行わせる役務
巡回役務	運用部隊に必要な技術員を巡回させ、新たに装備された教育訓練用器材等の整備取扱法及び改修、改造、修理等の作業について実施した技術的処置並びに運用部隊の要望する技術的事項について指導を行わせる役務

(3) 実施基準

区 分	実施基準
駐在役務	ア 補本長は、年度実施計画を作成し、対象教育訓練用器材

巡回役務 (2基地以上を対象)	等の名称及び実施項目(内容)、技術員の派遣場所及び期間を明らかにするものとする。 イ アにおける役務調達及び契約担当は、艦補処又は補本(航空機又は航空機の航行に関するもののみ。)とする。
巡回役務 (1基地を対象)	ア 運用部隊の長は、技術員の派遣場所、期間及び作業内容(必要な部品、器材等を含む。)を明らかにして、自ら役務を調達要求する。
臨時役務	イ アにおける契約担当は、当該部隊に係る支出負担行為に関する事務を所掌する部隊等とする。

第3 整備管理

1 定義

第3において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 作業管理

整備作業の適正かつ効果的、効率的な実施を図るため、整備作業量、現在の整備能力、部品状況等を把握して適正な整備作業計画を立案し、作業及び資材の流れを管制することをいう。

(2) 品質管理

教育訓練用器材等の品質を効果的かつ経済的に維持するため、品質基準に基づき教育訓練用器材等の品質及びその品質に直接関連する作業又は検査の状況を確認・評価し、発見した不具合事項を是正するとともに、じ後における不具合事項の発生を予防するための対策を講じる一連の業務をいう。

(3) 品質

教育訓練用器材等の性能等及びその他の特性の総称であって、測定により数値をもって表示し得るもの又は観察によって判別し得るものをいう。

(4) 品質基準

教育訓練用器材等の品質及びその品質に直接関連する作業又は点検・検査について定められた数値の許容範囲、手順等をいい、原則としてこの整備基準、技術刊行物、仕様書等において設定されたものをいう。

(5) 品質検査

教育訓練用器材等の品質が、当該品質基準に合致しているかどうか及び整備の質が適正かどうかを判定することをいう。

(6) 整備の質

整備作業上の人的及び物的要素並びに手段となり得る要素のそれぞれの特性をいう。

(7) 品質情報

教育訓練用器材等の品質、整備の質及びこれらに関するすべての情報をいう。

2 一般

運用部隊の長は、整備管理の実施に当たり、主として作業管理及び品質管理を重視し、実施に当たっては関係各部門との密接な連携による先行性及び計画性を

保持するものとする。

3 作業管理

(1) 一般

ア 運用部隊の長は、部隊業務の状況に応じて作業管理責任者を指定し、作業管理を的確に行うものとする。

イ 作業管理責任者は、教育訓練用器材等の整備に関する作業命令及び処置並びに他部隊等との調整を行うものとする。

(2) 作業管理の主要業務

作業管理責任者は、次に示す業務を実施するものとする。

ア 現状把握

教育訓練用器材等の運用を確保するため、次に事項について現状を把握する。

(ア) 教育訓練用器材等の運用状況等

(イ) 教育訓練用器材等の不具合状況

(ウ) 整備能力

a 人的整備能力

b 主要な整備用器材の現状

c 予備品の現状

(エ) 整備作業量

a 計画整備及び計画外整備の作業量

b その他の作業量

イ 整備作業計画（実績）表の作成

現有整備能力を効率的に運用して整備作業を実施するとともに、実施の記録及び確認を的確に行うため、次を標準として整備作業計画（実績）表を作成する。

(ア) 年間整備作業計画（実績）表

(イ) 月間整備作業計画（実績）表

なお、整備作業計画（実績）表の様式は、運用部隊の長が定めるものとする。

ウ 作業管制の実施

作業管制に当たっては、整備実績の分析資料を活用して整備能力と整備作業量を的確に把握し、運用要求に対する効果性と作業の量的均衡化の面から、作業の優先順位の指定、進ちよく状況の把握及び教育訓練用器材等の状態の変更についての報告、通報等を行う。

エ 資材管制の実施

整備作業を経済的かつ効果的に実施するため、予備品の現況の把握、部品等の所要量の見積り、補給の促進及び補給支援についての補給関係機関等との連絡、調整等を行う。

オ 作業管理の評価

作業管理の実施状況について、常に分析・評価し、整備作業計画及び部品等の保有基準等の見直しを図る。

(3) 整備作業の請求、命令及び実施の確認

- ア 運用部隊の長は、教育訓練用器材等の整備作業において、作業の請求、命令及び実施の確認の根拠を明確にし、整備作業の能率化を図るとともに、記録、報告及び統計の基礎資料を得るものとする。
- イ 作業の命令及び実施の確認は、整備作業票により行うものとする。ただし、計画整備については、整備作業計画（実績）表によることができる。
- ウ 整備作業票の様式は、補本長が定めるものとする。

(4) 特別の整備作業の実施

- 運用部隊の長は、教育訓練用器材等の整備に関し、次に該当する場合、必要に応じてあらかじめ実施要領等を明確にして、作業を実施させるものとする。
- ア 教育訓練用器材等の整備に関し令達された事項（改修指示、特令検査等）について、その実施要領等を指示する場合
 - イ 不具合の発生状況、他部隊等からの通報等により、一時的に点検、検査等を実施する必要があると認めた場合
 - ウ その他、特に必要と認めた場合（技術刊行物に準拠しないで、かつ、技術刊行物の改定要求を行わないで整備を行う場合を含む。）

(5) 記 録

整備管理に係る記録は、別に定めのあるほか、次を標準とする。

- ア 整備作業計画（実績）表
第2号による。
- イ 整備作業票
第3号による。
- ウ 教育訓練用器材等経歴簿又は教育訓練用器材等来歴簿
 - (ア) 教育訓練用器材等経歴簿又は教育訓練用器材等来歴簿（以下「経歴簿等」という。）は、教育訓練用器材等の履歴、整備の経過、現状等を各教育訓練用器材等の個々について明確にし、責任の所在を明らかにするとともに、統計、分析及び改善の資料を得る整備記録である。
 - (イ) 経歴簿等の様式
 - a 海幕装備計画部航空機課（以下「航空機課」という。）以外が所管する教育訓練用器材等の教育訓練用器材等経歴簿の様式は、海上自衛隊の使用する武器等の経歴簿に関する達（昭和37年海上自衛隊達第11号）を準用する。
 - b 航空機課が所管する教育訓練用器材等の教育訓練用器材等来歴簿の様式は、航空機等整備規則（平成10年海上自衛隊達第31号）を準用する。

4 品質管理

(1) 一 般

- ア 運用部隊の長は、教育訓練用器材等の整備に当たっては、定められた基準、手続、方法等により実施し、継続的に整備作業の成果を確認して、その結果を分析・評価するとともに、作業実施者の技量及び使用する整備用器材、施設等を適切に管理して、整備における品質の確保及び維持を図るものとする。

- イ 運用部隊の長は、教育訓練用器材等の任務達成上の重要性、品質管理実施の効果及び経済性を特に考慮し、品質管理を積極的かつ適時適切に行うものとする。
- (2) 品質管理業務の責任者等
- 品質管理業務の責任者等については、次を標準とするものとする。ただし、補本長は、教育訓練用器材等の特性により、これを別途定めることができるものとする。
- ア 品質管理業務の責任者（以下「品管責任者」という。）
- 運用部隊が保有する当該教育訓練用器材等の管理に関する事務を所掌する当該分任物品管理官とする。ただし、学校が保有する教育訓練用器材等については、当該校長とする。
- イ 品質管理業務の担当者（以下「品管担当者」という。）
- 運用部隊の長とする。ただし、学校においては、校長の指定する者とする。
- (3) 品質管理の主要業務
- ア 補本長は、教育訓練用器材等の品質管理に関し、次に示す業務を実施するものとする。
- (ア) 品質情報の収集、分析・評価及び配布に関すること。
- (イ) 品質基準の検討に関すること。
- (ウ) 部隊等に対する技術指導及び調査に関すること。
- (エ) その他必要と認める事項
- イ 補給処長は、教育訓練用器材等の品質管理に関し、次に示す業務を実施するものとする。
- (ア) 補本長が実施する業務の補佐に関すること。
- (イ) その他必要と認める事項
- ウ 品質責任者は、教育訓練用器材等の品質管理に関し、次に示す業務実施するものとする。
- (ア) 品質管理業務の全般統制に関すること。
- (イ) 品質管理業務の検査に関すること。
- (ウ) 補本及び補給処との連絡調整に関すること。
- (エ) その他必要と認める事項
- エ 品管担当者は、品管責任者を補佐するとともに、作業管理責任者を指揮監督して、次に示す業務を実施するものとする。
- なお、実施に当たっては、品質管理の適正かつ効果的な実施を図るため、部隊の状況及び教育訓練用器材等の品質管理の重要度に応じて必要と認められた場合、品質管理の方針、重点実施項目等を含む品質管理計画を作成するものとする。
- (ア) 品質管理業務の実施に関すること。
- (イ) 品質情報の収集に関すること。
- (ウ) 整備作業者の技能の把握に関すること。
- (エ) その他必要と認める事項
- オ 作業管理責任者は、品管担当者の指揮監督の下、品質管理業務を実施する

ものとする。

第4 技術管理

1 信頼性管理

(1) 定義

この項において、次のアからエに掲げる用語の意義は、当該アからエに定めるところによる。

ア 信頼性管理

教育訓練用器材等の信頼性に関するデータを収集し、定量的に分析・評価することにより、その信頼性、整備要領等を適正に維持するとともに、技術的な改善又は整備要領等の改善の対策を抽出し、新たな教育訓練用器材等の設計又は導入時の参考として活用を図る一連の管理活動をいう。

イ データ

運用部隊における教育訓練用器材等の管理運用に関するデータ（教育訓練用器材等の使用状況、不具合発生状況、整備状況等に関するデータ）及び製造会社等による教育訓練用器材等の外注整備に関するデータ（不具合の状況及び修理状況等に関するデータ）をいう。

ウ BUR 証拠品

BUR 対象となった機器の原因調査を実施するために指定された不具合品目をいう。

エ 改善資料

教育訓練用器材等の信頼性、性能等を維持又は向上させるために利用される教育訓練用器材等のデータ、BUR、ECP、改善提案書及び製造会社等の技術資料をいう。

(2) 信頼性管理の主要業務

ア 補本長は、次に示す業務を実施するものとする。

(ア) BURの審査及び対策の要否の決定

(イ) 関係部隊等に対するBURの対策の通知

(ウ) 防衛装備庁による調査を要するBUR証拠品の指定

(エ) 海幕依頼によるECPのインパクト分析及び審査

(オ) 運用部隊の長及び製造会社発議による改善提案書のインパクト分析、審査及び承認手続

(カ) 改修指示書の作成及び通知

(キ) その他必要と認める事項

イ 補給処長は、次に示す業務を実施するものとする。

(ア) 補給又は整備を担当する機器のBURに係る調査及び対策の要否の検討

(イ) 補本長から指示されたBURの審査及び対策の要否の検討

(ウ) 補給又は整備を担当する機器に関するBUR証拠品の指定

(エ) BUR調査結果の補本長への報告

(オ) その他必要と認める事項

ウ 運用部隊の長は、次に示す業務を実施するものとする。

- (ア) データの収集及び保管
 - (イ) データの分析・評価
 - (ウ) BURの作成、送付
 - (エ) 改修の実施及び実施の報告
 - (オ) 改修実施状況の把握
 - (カ) その他必要と認める事項
- (3) データの収集
- 収集するデータは、次を標準とする。
- ア 不具合データ
 - 不具合データは、運用部隊における教育訓練用器材等の不具合の状況を確実にとらえ、信頼性、性能等の諸元の算定及び分析のための基礎資料とするものであり、整備作業票により収集するものとする。
 - イ 外注整備データ
 - 外注整備データは、製造会社等による教育訓練用器材等の外注整備の状況を確実にとらえ、信頼性、整備性等の諸元の算定及び分析のための基礎資料とするものであり、海上自衛隊仕様書により定めるものとする。
- (4) データの保管
- 運用部隊の長は、収集したデータを、原則として5年間保管するものとする。ただし、補本長は、5年を超えて保管する必要があると認められる場合等、必要に応じてこれを別途定めることができるものとする。
- (5) データの分析・評価
- ア 運用部隊の長は、収集したデータを常続的に分析・評価して、特異不具合の是正に努めるとともに、必要と認めた場合、分析・評価資料を作成するものとする。
 - イ 運用部隊の長は、データ量の不足、その他の理由により自隊における分析・評価が困難と判断した場合、補本長又は艦船補給処長若しくは航空補給処長に分析・評価を依頼することができる。
- (6) 改善の手続き
- 改善は、教育訓練用器材等不具合通知(BUR)、技術変更提案(ECP)又は改善提案によるものとし、その手続きは次による。
- ア 教育訓練用器材等不具合通知(BUR)
 - (ア) BURの作成
 - 運用部隊等の長は、教育訓練用器材等の不具合内容の重要度、緊急度等により、次の三つの区分によりBURを作成するものとする。
 - a 緊急BUR
 - (a) 不具合が、一般事故の主要な原因と考えられる場合であり、直ちに対策を必要とするもの。
 - (b) 不具合が教育訓練用器材等の性能等に重大な影響を及ぼす場合であり、直ちに対策を必要とするもの。
 - b 至急BUR
 - (a) 不具合が部隊の任務遂行又は教育訓練用器材等の運用に重大な影響

を及ぼす場合であり、速やかに対策を必要とするもの。

(b) 原因不明の不具合が連続して発生する場合であり、速やかに対策を必要とするもの。

c 普通BUR

(a) 定期修理間隔又は耐用命数の定められているものが、期待される性能等と著しく異なる状況が認められるもの。

(b) 補本又は補給処から供給された教育訓練用器材等を、不具合（輸送中に発生したもの及び取扱い不良によるものを除く。）のため返納する場合

(c) その他特に必要と認めるもの。

(イ) BURの通知

運用部隊等の長は、作成したBURを補本長に速やかに通知するとともに、海幕の計画担当部及び整備担当部の長、上級部隊等の長、関係する補給処長、運用部隊等の長及び関係する地方防衛局調達部長等にその写しを送付するものとする。

(ウ) BURの様式

別紙様式第2のとおり。

(エ) BURの処理

a 補給処長は、補給又は整備を担当する機器のBURの内容の調査及び補本長から指示されたBURの内容の審査を実施及び対策の要否について検討し、その結果を補本長に報告する。

b 補本長は、BURの内容を審査し、緊急度及び重要度による優先順位を考慮して対策の要否を決定し、審査結果を海幕の計画担当部及び整備担当部の長に通知するものとする。

なお、対策の要否の決定が不可能又は困難な場合は、必要に応じて海幕長に上申するものとする。

イ 技術変更提案（ECP）

(ア) ECPの作成

ECPは、教育訓練用器材等の契約の相手方の発議により、又は海自の要求により契約の相手方が作成するものであり、次のとおり区分する。

a 第1種ECP

次のいずれかに該当する技術変更についての提案をいう。

(a) 人員、機器等の安全性の確保に重大な影響のある変更

(b) 性能等に著しい影響のある変更

(c) 契約金額の変更を要する変更（地方調達の場合を除く。）

(d) 既納入品にさかのぼって実施しなければならない変更

b 第2種ECP

第1種ECPに含まれない技術変更についての提案をいう。

(イ) ECPの提出

a 第1種ECP

海幕の整備担当部の長は、契約の相手方により第1種ECPが提出さ

れた場合、順序を経て速やかに受領するものとする。

b 第2種ECP

調達機関の長の定めるところによる。

(ウ) ECPの処理

a 第1種ECP

(a) 補本長は、海幕の整備担当部の長から依頼された第1種ECPの技術変更等に対してインパクト分析及び審査し、審査結果を海幕の計画担当部及び整備担当部の長に通知するものとする。

(b) 海幕の整備担当部の長は、(a)の検討結果に基づき、採否を決定するものとする。

(c) 海幕の整備担当部の長は、採否について提出した契約の相手方に通知すると共に補本長にその写しを送付するものとする。

b 第2種ECP

調達機関の長の定めるところによる。

ウ 改善提案

(ア) 改善提案書の作成

運用部隊等の長は、次のいずれかの場合において、教育訓練用器材等を改善する必要があると認めた場合、教育訓練用器材等についての改善提案書を作成するものとする。

a 部隊等の教育訓練において支障がある場合

b 教育訓練効果の向上等を図る必要がある場合

c 教育所要の変化等へ対応する必要がある場合

(イ) 改善提案書の様式

別紙様式第3のとおり。

(ウ) 改善提案書の処理

a 改善提案を送付する運用部隊の長は、作成した改善提案書を組織編成上の上級部隊等の長を経由して、補本長に送付すると共に第1第4項に定める海幕の計画担当部の長及び整備担当部の長にその写しを送付するものとする。

b 補本長は、改善提案書の内容を必要に応じて所管する海幕の整備担当部の長と協議し、審査するものとする。

c 補本長は、審査結果を海幕の計画担当部及び整備担当部の長並びに改善提案を送付した運用部隊の長に送付するものとする。

(7) 改善の実施

ア 補本長は、改善資料に基づく教育訓練用器材等の改善の要否の検討結果に基づき教育訓練用器材等の改善を必要と認める場合及び海幕の整備担当部の長から教育訓練用器材等の改善の実施を通知された場合、必要により次の事項を実施するものとする。

(ア) 改修指示書の発行(技術的な改善のときのみ。)

(イ) 製造又は修理中の教育訓練用器材等に対する措置

(ウ) 関係部隊等に対する情報の周知徹底

(エ) 所要の部品等の準備

(オ) 技術刊行物の改定

(カ) その他必要な措置

イ 補本長は、教育訓練用器材等の改善の要否の検討結果が次の事項に該当する場合、対策案又は所見を付し海幕長に上申するものとする。

(ア) 教育訓練用器材等の基本的性能に影響する場合

(イ) 調査、試験等に特別な経費を必要とする場合

(ウ) その他海幕長の特別な指示又は措置が必要であると判断される場合

ウ 海幕の整備担当部の長は、イについて検討し、所要の措置を講じるものとする。

エ 海幕の整備担当部の長は、教育訓練用器材等の改善において教育訓練用器材等を改造する場合、改造計画を作成するものとする。

なお、改造計画に基づく改造の実施は、第2第3項第3号に定める「改修指示書」により示すものとする。

オ 関係部隊等の長は、ア及びエに基づく所要の措置を講じるものとする。

2 形態管理

(1) 定義

この項において、次のアからカに掲げる用語の意義は、当該アからカに定めるところによる。

ア 形態管理

教育訓練用器材等の構造及び機能の現状を的確に把握し、必要な改善を効率的かつ効果的に行い、ライフサイクルを通して、その性能等及び信頼性の維持及び向上並びにコストの低減を図るため、特定の品目（以下「形態管理品目」という。）を選定し、基本形態を設定するとともに、変更管理、履歴管理等の一連の管理活動を総合的に実施することをいう。

イ 形態

ハードウェアの構造、機能及びソフトウェアの機能をいう。

ウ 基本形態

仕様書又は製造用図面等により初度に設定された形態で、以後の改善を行う際の基準となる形態をいう。

エ インパクト分析・評価

ECP、改善提案書及びECP又は改善提案書を伴わない仕様の変更並びに教育訓練用器材等の改善の要否の決定に先立ち、当該改善等が教育訓練用器材等の形態及び技術刊行物等に及ぼす影響について分析・評価することをいう。

オ 変更管理

教育訓練用器材等のインパクト分析・評価を行い、その結果に基づき、当該教育訓練用器材等の改善の採否を決定するまでの一連の管理をいう。

カ 履歴管理

基本形態設定後の改善の実施状況を整理し、記録することをいう。

(2) 形態管理の主要業務

- ア 海幕の整備担当部の長は、次を標準として形態管理品目を選定するとともに、当該機器の基本形態を設定するものとする。
なお、形態管理品目の基本形態は、原則として調達初号機器の形態とする。
- (ア) 安全性及び信頼性を特に要求される機器
(イ) 任務遂行に重大な影響のある機器
(ウ) その他特に必要と認める機器
- イ 補本長は、形態管理品目に指定された教育訓練用器材等の形態変更については、原則として改造又は改修により実施するものとする。
- ウ 形態管理に必要な改善資料は、運用部隊の長及び契約の相手方の提供によるものとする。
- (3) 変更管理の主要業務
- ア インパクト分析・評価は、補本長又は補給処長が実施するものとする。
- イ 海幕の整備担当部の長及び補本長は、インパクト分析・評価の結果に基づき、改善の要否を決定するものとする。
- (4) 履歴管理の主要業務
- ア 海幕の整備担当部の長は、形態管理品目及び基本形態の設定について、補本長に通知するものとする。
- イ 補本長は、形態管理品目、基本形態及びこれらの変更事項を必要に応じて運用部隊の長に通知するものとする。
- ウ 運用部隊の長は、イの通知に基づき必要事項を経歴簿等に記入し、教育訓練用器材等の履歴を管理するものとする。
- 3 技術刊行物管理
- (1) 定義
- 技術刊行物管理とは、技術刊行物の発行、維持、補給等を適正に行うための一連の管理活動をいう。
- (2) 技術刊行物管理の主要業務
- 技術刊行物管理は、技術刊行物管理基準に基づき実施するものとする。

附 則

航空機課以外が主管する教育訓練用器材等について、従前に使用していた「教育訓練用器材等来歴簿」は、「教育訓練用器材等経歴簿」と読み替えて使用できるものとする。ただし、当該簿冊が新編、改編、分冊等により新たに作成する場合は、この基準によるものとする。

教育訓練用器材等の定期修理間隔の標準

区 分	機器等名	間 隔
電子機器	テレタイプライタ、テープレコーダ等	5年
	レーダー、電波探知機等	4年
通信機器 無線機器	送信機、受信機、複写受信機、写真電送機等	6年
	印刷電信機、符合変更機等	4年
気象関連機器	シーロメータ、滑走路視距離観測装置	5年
電源装置等	無停電電源装置、発動発電機	6年
空気調和装置	空気調和装置	7年
その他	水中ポンプ類	2年

改修指示書

指示番号		通知番号	
件名			
実施区分		実施部隊等	
実施時期		発効時期	
改修の目的			
改修の内容			
適用範囲			
使用部品等			
部品等の準備			
関連海自 E C P			
関連 S B 等			
関連技術刊行物			
関連機器等			
関連ソフトウェア 又はハードウェア			
備考			
経歴簿等の記入	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	報告	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否

注：用紙は、A4判縦とする。

教育訓練用器材等不具合通知（BUR）

あて先： 写送付先：	通知部隊等名		通知部隊等の長（印）			
	通知年月日					
	BUR区分	<input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 普通				
件名（不具合事項名）						
不具合 機器等	品名		型式		装備部隊	
	製造会社		製造番号		製造年月日	
	不具合箇所（機器名等）					
発生時の 状況	発生（発見）年月日			発見時期		
	発生状況					
不具合の 状況						
	推定原因					
処 置	<input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 調整 <input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> その他			不具合機器等の処理		
	<input type="checkbox"/> 部隊整備 <input type="checkbox"/> 支援整備			<input type="checkbox"/> 再使用 <input type="checkbox"/> 返納 <input type="checkbox"/> 整備不能		
	<input type="checkbox"/> 外注整備			<input type="checkbox"/> BUR証拠品の指定希望待		
対策案等						

注：用紙は、A4判縦とする。

改善提案書

宛先： (経由先) 写送付先：	提案部隊等名		提案部隊等の長 (印)			
	通知年月日					
件名						
該当機器等名	品名		型式		装備部隊	
	製造会社		製造番号		製造年月日	
改善の目的						
改善の内容						
改善の効果						
その他 (所要経費等)						
経由元所見						
審査結果	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 却下		処置	<input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> その他		
備考						

注:用紙は、A4版とする。